

議第33号

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例の制定について

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例

京都コンサートホール条例の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 2 項 第 1 号 中 「12,000円」 を 「12,340円」 に改め、同項第2号中
「10,000円」 を 「10,280円」 に改める。

別表備考以外の部分中

円	円	円
343,000	480,000	685,000
286,000	401,000	572,000
83,000	116,000	165,000
67,000	93,000	133,000

を

円	円	円
352,800	493,710	704,570
294,170	412,450	588,340
85,370	119,310	169,710
68,910	95,650	136,800

に改め、同表備考 2 及び 3 中

「1,000円」 を 「10円」 に改め、同備考 4 中 「より計算した額」 を 「掲げる
額（2 又は 3 の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）」 に改
め、「とする」の右に「。この場合において、当該金額に10円未満の端数が
あるときは、これを切り上げる」を加え、同備考 5 中 「100円」 を 「10円」

に改め、同備考7中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都コンサートホール条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第2項の規定による駐車場の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例第8条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日前の申請に係る京都コンサートホール（駐車場を除く。）の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。